

## 福岡県立高等学校等就学支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 福岡県立高等学校及び福岡県立中等教育学校の後期課程(以下「県立高等学校等」という。)に在学する生徒に対する県立高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下「法」という。)及び関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 福岡県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、県立高等学校等に在学する生徒(平成26年4月1日以降の入学者)のうち、日本国内に住所を有する者に対して、就学支援金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 法第2条に定める高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。以下「高等学校等」という。)を卒業し又は修了した者
- (2) 高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制又は通信制は48月)を超える者
- (3) 法第3条第2項第3号に定める保護者等(以下「保護者等」という。)の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令で定める者

2 教育委員会は、前項において、第2号にのみ該当し就学支援金の支給対象外となった者のうち、高等学校等を退学したことがある者に対して、別表に定める就学支援金相当額(高等学校等学び直し支援金、以下「学び直し支援金」という。)を支給する。ただし、学び直し支援金の支給期間は通算して12月(定時制又は通信制は24月)を上限とする。

3 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める県立高等学校等(この号において「単位制高等学校等」という。)に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計は74単位を上限とする。

4 教育委員会は、第1項において、第1号に該当し就学支援金の支給対象外となった者のうち、福岡県立高等学校専攻科に在学する者で、保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者に対して、別表に定める就学支援金相当額又はその2分の1の額(高等学校専攻科修学支援金、以下「専攻科支援金」という。)を支給する。ただし、専攻科支援金の支給期間は通算して24月を上限とし、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から支給しない。

- (1) 退学・停学(3か月以上のものに限る。)の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月

- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

(受給資格の認定申請)

第3条 就学支援金の支給を受けようとする生徒は、様式1に保護者等の個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し等」という。）又は課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を証明する書類その他教育委員会が定める書類を添付して、就学支援金の支給を受けようとする月の10日までに教育委員会に受給資格認定申請をしなければならない。ただし、教育委員会が求める追加資料の提出又は訂正等については、就学支援金の支給を受けようとする月の末日までに完了しなければならない。

(受給資格の認定)

第4条 教育委員会は前条に定める申請があった場合、当該申請について法第3条に基づき支給要件の審査を行い、就学支援金の支給を受ける資格を有すると認めた生徒（以下「受給権者」という。）に対しては様式2により資格認定通知を、上記資格を有するとは認められない生徒に対しては様式3により資格不認定通知を行う。

(支給の決定等)

- 第5条 教育委員会は、受給権者に対し、就学支援金の額等について様式4により支給決定（予定）通知を行う。
- 2 教育委員会は第6条第1項に定める届出があった場合、当該生徒が法第3条第2項第3号に該当しないと認めたときは、就学支援金の額等について、様式4により支給決定（予定）通知を行う。
  - 3 支給する就学支援金の額は、別表に定める額とする。
  - 4 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者がいるとき、教育委員会は国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(収入状況の届出)

- 第6条 受給権者はこの要綱の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合を除き、毎年度7月10日までに、様式1に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を証明する書類その他教育委員会が定める書類を添付して、教育委員会に収入状況を届出なければならない。なお、教育委員会が求める追加資料の提出又は訂正等については7月31日までに完了しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受給権者は当該受給権者に係る保護者等の変更等により収入の状況に変更があったときは、様式1により速やかに教育委員会に収入状況を届出なければならない。ただし、この要綱の規定により既に保護者等の個人番号カード

の写し等又は課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を証明する書類その他教育委員会が定める書類を提出している場合は、これを添付することを要しない。

（支給要件の消滅）

第7条 教育委員会は、前条に定める届出により当該届出を行った者が法第3条第2項第3号に該当すると認めるときは、当該届出を行った生徒に対し、様式5により資格消滅通知を行う。

（支給の一時差止め）

第8条 教育委員会は、受給権者が正当な理由がなく第6条第1項の規定による届出をしないときは、就学支援金の支給を一時差し止めることができる。

（就学支援金の支給）

第9条 教育委員会は、受給権者に支給すべき就学支援金を当該教育委員会の当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、就学支援金の支給があったものとみなす。

（通信制課程に係る就学支援金の支給の特例）

第10条 前条の規定にかかわらず、通信制課程において、受講料納付後に受給資格が認定された者に対しては、受講料債権の弁済に充てることなく、当該生徒に就学支援金を支給する。

2 前条の規定にかかわらず、通信制課程において、年度当初に受給資格が認定され、受講料を納付していない者について、年度中途に受給資格が消滅又は差止めとなったときは、受講料の弁済に充てることなく、当該生徒に就学支援金を支給する。

3 第1項及び前項に規定する就学支援金の支給は、当該生徒に係る年度の額が確定した後行う。

（学び直し支援金に関する特例）

第11条 学び直し支援金に係る第3条、第4条、第5条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項、第7条の規定の適用については、第3条並びに第6条第1項及び第2項中「様式1」とあるのは「様式6」、第4条中「様式2」とあるのは「様式7」、「様式3」とあるのは「様式8」、第5条第1項及び第2項中「様式4」とあるのは「様式9」、第7条中「様式5」とあるのは「様式10」とする。

（専攻科支援金に関する特例）

第12条 専攻科支援金に係る第3条、第4条、第5条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項、第7条の規定の適用については、第3条並びに第6条第1項及び第2項中「様式1」とあるのは「様式11」、第4条中「様式2」とあるのは「様式12」、「様式3」とあるのは「様式13」、第5条第1項及び第2項中「様式4」とあるのは

は「様式14」、第7条中「様式5」とあるのは「様式15」とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際現に学び直し支援金の支給を受けている者については、施行日から3月間は、第2条第2項ただし書き及び第3項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。